

境西中いじめ防止基本方針

目指す姿

子供たちが安心して学べる学校

子供たちの悩みや相談を受けとめられる家庭

子供たちを温かく見守れる地域

伊勢崎市立境西中学校

本校では「いじめ防止対策推進法」、「群馬県いじめ防止基本方針」、「伊勢崎市いじめ防止基本方針」を受け、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、以下のように「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止対策基本法（第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

(1) いじめ防止対策の基本理念

- 全ての児童生徒が目標をもち、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめの基本認識

- 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。
- ・いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- ・いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ・いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。いじめは、人間として絶対に許されない、卑怯な行為であり、重大な人権侵害であるとともに、時としては、犯罪行為である。
- ・いじめの根絶は、学校だけでなく、生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となり取り組むことにより、不可欠である。また、大人たちが「いじめのない社会をつくる」という認識の共有が必要である。

2 学校の取組

(1) いじめ防止教育の推進

○キャリア教育の推進

現代社会の課題を見つけ、積極的に対処していくような志を育てるため、「未来力」学習講座を開催して、生徒が、将来の夢や希望を具体的な目標や目的に変え、自己の生き方について考えることができるようにする。

○規範意識の向上への取組

「幼・小・中一貫生活・学習13のルール」の活用や情報モラル教育の実践により、規範意識を育むよう指導する。また、5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の時間の実践等により、きれいな心ときれいな学習環境をつくるよう指導する。

○生徒の自主的な取組

生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、改善に向けた活動を進められるよう指導する。年1回以上、子ども未来会議等を小中合同で開催する。

○教科等の取組

全教育活動において協働して課題解決をする学習を積極的に取り入れることや、道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、学級活動等の時間に、いじめを題材として取り上げ、思いやりや生命・人権を大切にすることを子ども自身に気付かせる授業を行い、いじめの防止に努める。

(2) 相談体制の整備

○中学校教育相談員の活用

教育相談員を活用し、教育相談部会等、学校の相談体制の機能を高める。

○スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーを活用し、教職員の意識の高揚を図るため、指導・助言を行う。

(3) 教職員の取組

○生徒にとって、学校が充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の基本であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組む。（「笑顔あふれ活力ある生徒の育成」を基本目標に学校づくりを目指す）

○いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、生徒が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながると考え、積極的にいじめ防止指導に努める。

○校長は、年度当初に「いじめ防止基本方針」を見直し策定し、年間を通し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図る。また、生徒・保護者・教職員に説明する。

○「いじめ防止委員会」（生徒指導部会・教育相談部会）を設置し、学校を挙げていじめ防止に取り組む。

○いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はあってはならないことであり、全教職員が人権感覚をもって生徒の指導にあたる。

○いじめの未然防止や早期発見・早期解消に向けた対応力を向上させるため、いじめの防止等の校内研修を行う。

3 保護者・地域の協力

(1) 家庭の取組

保護者は、子供たちへの教育の第一義的な責任があり、その保護する生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うように努める義務がある。いじめ防止に向けた「家庭における取り組み」をお願いする。

○生活習慣を大事にし、規則正しい生活を送らせてください。

○家庭でも、「あいさつ」を積極的に交わして、しっかり「返事」をする習慣を身に付け

させていただきます。

- 保護者の方は、学校からの便り・通信には必ず目を通し、お子さんからは、学校での様子など聞く時間を設けてください。
- 学校行事、PTA活動に参加し、生徒の活動の様子を見てください。
- 他との比較ではなく、お子さんの良い面や頑張ったことを褒めてください。
- お子さんの将来の進路について、話し合いをしてください。
- 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、PC等は、インターネットにつながる端末であることを理解させ、その利便性と危険性を知らせてください。

(2) 地域の協力

- 地域の子どもを地域で育てる視点に立ち、学校教育の地域社会への積極的な貢献を促し、子どもたちに地域の多様な人とのかかわりを経験させ、コミュニケーション能力を育むとともに、地域の人材育成を図る。

4 いじめの対処に関する方針

(1) 組織対応の基本

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるとの前提のもとで、全教職員で対応することを大原則とする。

- いじめ問題はチームで対応することを原則とする。

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、学校教育相談員、スクールカウンセラーのうち、案件に応じて適切な体制を組織する。

- いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。
- 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。

※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」である。

- 時系列に沿って、経過の記録をする。

(2) いじめの早期発見

- いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。
- いじめの早期発見のために、定期的な調査を実施します。(月1回の生活アンケート)
- いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。
- 生徒たちに関わるすべての教職員間で情報を共有するとともに、保護者とも連携し情報の収集に努める。

(3) いじめの早期対応

- いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行う。

○いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

○いじめの再発を防止するために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

(4) 関係機関との連携

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、警察と連携し対処する。

特に、生徒の身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を要請する。

○生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無等を確認し、その結果を教育委員会に報告する。

○いじめを確認したときは、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者(県サポートチーム・スーパーバイザー等)の協力を得て、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。

○校長及び教員は、いじめを行っている生徒に対して、教育上必要があると認めるときには、適切に懲戒(出席停止)を加える場合がある。

5 重大事態への対処

(1) 生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のように対処する。

○重大事態及び重大事態と同種の事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

○市教育委員会と緊密に連携しながら、質問票や聴き取り、その他適切な方法により、事実関係を明らかにするための調査を行う。

○教育委員会と協議の上、重大事態であると判断したときは、速やかに伊勢崎市いじめ問題対策協議会に設置されるので、外部委員からなるいじめ問題調査委員会の調査に積極的に協力する。

○調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) 未然防止への取組

○情報モラル教育

・道徳や学活などの学級指導で、情報モラルについての学習を実施する。

・教科指導で、情報モラルの視点を持った学級活動を取り入れる。

・生徒や保護者を対象に情報モラルに関する講演会、非行防止教室を実施する。

○早期発見への取組

- ・ ネット上の不適切な書き込みの実態を、生徒や保護者からの相談や生活ノートから把握するように努める。
- ・ 書き込みが特定できた場合は、加害者に削除させる。特定できない場合は、被害者本人または、学校が必要に応じて関係機関に削除を依頼する。

○生徒への対応

- ・ 被害生徒へは、心のケア、不安への理解を保護者と連携して、職員及びスクールカウンセラー、相談員が行う。
- ・ 加害生徒へは、事実を確認の上、保護者へ連絡の上、書き込みを削除させ、必要な指導を行う。必要に応じて関係機関（児童相談所、警察等）と連携する。

7 取組の評価・検証

(1) 生徒いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめ防止に向けた取組に関すること。
- いじめの対処に関すること。

8 いじめ防止基本方針の点検及び見直し

(1) いじめ防止基本方針について、評価・検証を行い、生徒たちが適切な人間関係が構築できるよう改善する。

- 取組の評価・検証を随時行い、改善に努める。

令和2年3月26日一部改訂